

3. 防除対策等

本種によって被害を受けるおそれのある農作物（飼料用とうもろこし、飼料用ソルガム、スイートコーン、さとうきび等）を栽培する生産者は、周辺地域における本種の発生状況を踏まえ、生産ほ場の定期的な見回りによる早期発見、発生が確認された際の早期防除に努める。

(1) 早期発見

本種の幼虫は、寄主植物の軟らかい葉を好んで食害する傾向にあるため、生産ほ場を定期的に見回り、早期発見に努める。定植後（発芽後）まもない時期は、農作物への被害が大きくなることが想定されるため、特に注意が必要である。

(2) 発生時の防除対策

ア. 農薬散布

農薬リスト（参考資料2）に記載した農薬は、現在（2020年3月末現在）のところ、本種に対して登録はないが、本種の防除に必要な農薬の適用が行われるまでの間は、植物防疫法第29条第1項の規定により、発生場所の都道府県の指導により防除を行う場合に限り、使用が可能である。また、記載されている希釈倍率、使用方法、使用時期、散布量、回数を守ることで、出荷停止等、流通に支障が出ることもない。

散布に当たっては、新葉の葉鞘基部に潜り込んでいる幼虫に届くよう、株の上部までしっかりと散布する。また、老齢幼虫や作物の内部に潜り込んでいる幼虫には農薬の効果が低くなるので、本種の活動が活発になる早朝に、若齢幼虫や葉の表面にいる幼虫に対して、農薬を散布することが望ましい。

粒剤は、防除効果が現れるまで時間を要することが多いため、粒剤を施用したほ場において発生が続く場合には、速効性のある農薬による追加散布を行う。

なお、周辺作物への農薬の飛散（ドリフト）には十分注意する。

イ. 収穫後の対策

本種が残株及び土壌中に幼虫及び蛹の形態で残存している可能性があるため、収穫後は速やかに耕耘を行う（複数回が望ましい）。

(3) 周辺ほ場における対応

発生が確認された生産ほ場及び誘殺されたトラップの周辺の生産ほ場においても、定期的に見回りを行い、早期発見、早期防除に努める。

*作物ごとの防除対策については、付録（生産者向け防除対策チラシ）を参照